

高校生による和の給食コンテスト開催要領（中部地域）

1 趣 旨

高校生が、食について考え学ぶことは、将来、食生活を自ら考え行動するための準備として、とても重要です。このため、高校生が、地場産物を利用した小学生向けの和の給食を考案することで、和の食や地場産物への理解を深めること、また、その給食を地元小学生に提供し、学校給食への地場産物の導入を促進することを目的に、高校生による和の給食コンテストを開催します。

「和の給食」とは

御飯とお茶を基本とし、本県産の豊富で多彩な農林水産食材を使った料理で、箸で食べられるものを基本とします。多少洋風や中華風のおかずでも構いません。

2 主 催

静岡県中部農林事務所

3 協 力

静岡市、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合、静岡県漁業協同組合連合会、県水産振興課

4 参加資格

静岡市内の高等学校に通う生徒

※3～4人のグループや個人など、いずれの単位でも参加可。

5 募集テーマ

小学生向けの和の給食

6 作品規定

- ・ご飯と飲用のお茶と牛乳（200ml）は必須とし、主菜1品、副菜2品以上を含むメニューとします。なお、炊き込みご飯や混ぜご飯の場合は副菜1品とします。
- ・地域の食材を3点以上使用してください（ご飯、飲用のお茶は除く）。なお、食材の選定にあたっては別記リストを参考にしてください。また、実際に給食として提供がしやすいよう、旬の時期が長い食材などを積極的に御活用ください。
- ・給食提供の時期は1月～2月頃となります。使用する地域食材が応募期間に入手できない場合は、別の産地や別の食材で代用し、その旨を記載してください
- ・学校給食として提供できるメニューとしてください。（学校給食では、生もの（肉・魚・卵）、生野菜（トマト・果物以外）は提供できません。このほか学校給食で使にくい食材が含まれている場合には、別の素材に変更することがあります）
- ・アレルギー物資を含む食品（別紙1）に注意し、特にそば・落花生については、使用する場合に下線を引くなどの表示をしてください。
- ・小学校中学年（8～9歳児）が食べる分量とします。
- ・1人前200円以内の材料費（ご飯、牛乳、みそ以外の調味料を除く）でつくれるものとしてください。
- ・他のコンテストに出品したことの無いオリジナル作品としてください。

7 実施内容

(1) 作品の応募

- ・各学校で給食メニューを考案し、応募様式（別紙2）により中部農林事務所に応募してください。

(2) 審査会

- ・各学校から応募された作品を、審査会において審査し、静岡市内で最もすぐれたもの1点を最優秀賞、2点を優秀賞として選定するほか、応募総数に応じて審査員奨励賞を選定します。

(3) 学校給食での提供

- ・最優秀賞のメニューを、学校給食栄養士が検討、必要に応じて応募者と意見交換して、学校給食に提供しやすい形にアレンジし、小学校等で給食として提供します。

(4) 表彰及びふじのくに食と花の都の祭典での展示

- ・表彰は農林事務所職員が学校を訪問して行います。
- ・最優秀、優秀作品を「ふじのくに食と花の都の祭典」で展示します。

8 開催日程

- (1) 審査会 10月
 (2) 表彰式 11月
 (3) 給食試作会及び小学校への給食提供 1～2月
 (4) ふじのくに食と花の都の祭典での展示 令和2年2月22日、23日
 場所：ツインメッセ（静岡市）

9 応募方法

令和元年9月20日（金）までに中部農林事務所に応募してください。

（応募上の留意事項）

- ・応募作品は返却しません。
- ・応募作品は複写して使用するため、レシピは文字の濃さ、見やすさに配慮し、1ページに収めてください。
- ・写真は鮮明なもの用意してください。また、祭典での展示に使用する場合がありますので、2MB程度以上の写真を撮影し、消去せず保管してください。
- ・作品の権利は静岡県に属します。（入賞作品は農林事務所HPに掲載します）
- ・作品を制作、応募する経費は自己負担とします。

10 審査基準

- ① 学校給食で提供できるメニューとなっているか
- ② 地域の食材を上手くメニューに取り入れているか
- ③ 高校生らしいアイデアが盛り込まれているか
- ④ 小学校中学年に適した栄養バランスに配慮しているか
- ⑤ 色彩豊かで、食欲をそそる色どりなど工夫がされているか

11 審査方法及び審査員

応募された書類と写真に基づき、審査員が審査基準に従い審査をします。

審査員：学校給食栄養士、ふじのくに食の都づくり仕事人、農業協同組合、市、農林事務所職員等

12 審査結果の通知

農林事務所から学校あて通知します。

13 問合せ・申込先

名 称	所在地・電話・FAX・メールアドレス	担当地域
静岡県中部農林事務所 地域振興課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20 TEL054-286-9281 / FAX054-286-9282 AF0-chubu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp	静岡市

※メールアドレスのAF0はアルファベット大文字です。